

# 令和元年度第2回十日町市福祉有償運送運営協議会議事録

令和2年2月20日 15時～  
十日町保健センター1階 保健指導室

## 1. 開会

### (1) 開会あいさつ

## 2. 報告事項

### (1) 前回運営協議会までの議事の確認（資料1）

### (2) 運営指針における確認事項について（資料2）

事務局より各事項について報告

鳩山会長：JA 自動車共済で福祉有償運送実施中の事故等を補償してもらえるか否かは、現状では、口頭確認しかできない状態であるということか。

事務局：1月16日実施の審査委員会でも、安心安全に運行を実施するにはJA共済から確認の文書等をいただいた方がよいという意見があった。NPO法人山之山いきいき隊から、JA十日町本店の共済担当に、書面で回答いただけないかと依頼したところ、通達文書はJA内部の文書であるため、外部には出せない旨回答があったとのことである。しかし、福祉有償運送時の事故等は補償対象であると、あらためて口頭で回答を得たという報告があった。

五十嵐委員：他の保険会社からJA共済に変更するということはメリットがあるということか。

事務局：現在、4台ある運送車両のうち2台はJA共済、他2台は別の保険会社に参加しており、別の保険会社は対人2000万円、対物800万円に満たない補償である。よって、メリットがあるというより、十分な補償内容に変更する手続きをしているということ。

五十嵐委員：補償の範囲は、やはり書面としてもらうことは出来ないだろうか。担当者が変わったりした場合に困るのではないか。

鳩山会長：覚書としてあった方がよい。他市町村ではどうなっているのか確認をお願いしたい。

事務局：メール返信でも回答等でも記録として残った方がよいと思われるので、他市町村の状況も併せて確認したい。

鳩山会長：事業実施にはそういった保険に参加していることが前提なので、再度確認をお願いしたい。

### 3. 協議事項

#### (1) 運送の区域等について（資料1、3）

事務局より運営指針に基づいて概要説明後、鈴木委員（審査会会長）より1月16日に開催された審査委員会での審査結果要旨を報告。

鳩山会長：基本的に前回と同じという認識でよいか。

鈴木委員：同じである。複数乗車の取扱も同様としたい。

鳩山会長：現時点のNPO法人ほほえみの実績では、実際の利用者が2名だそうで、複数乗車の事例は無いようである。しかし、将来的に需要が増え、複数乗車の必要性が生じたとき、ルール整備されている必要がある。

#### (2) 旅客から収受する対価について（資料1、3、4）

事務局より運営指針に基づいて概要説明後、鈴木委員（審査会会長）より1月16日に開催された審査委員会での審査結果要旨を報告。

村山委員：旅客の要件、つまり障害者手帳や介護保険証等を持っているかどうかは、どうやって把握するのか。福祉有償運送は有難い反面、高齢者がみんなそちらを利用となると、タクシー業界は困ってしまう。地域柄、みんな顔見知りなのでしっかり管理をする必要がある。

事務局：前提として、この制度を利用できるのはNPO法人に利用者として登録している方のみで、基本的には事前に予約をして利用するものである。通常のタクシーのように、「道を走っている車両を呼び止めて乗車する」などはできない。そのため、利用者はしっかり線引きされているものと考えている。

村山委員：そのことは理解しているが、地域性もあり、利用者であるなしにかかわらず、みんな顔見知りなので、「あの人は乗せているのに、自分は乗せてもらえない」というような話から、登録会員ではないのに乗車させてしまう事態にもなりかねない。当局には、しっかり目を光らせてもらいたい。

事務局：参考にしたい。毎年の実績報告や実情を見て確認していきたい。

長野委員：現在登録済の利用者以外で、追加登録があった場合は、審査会にかけるのか。

事務局：旅客の区分である旅客の範囲（①身体障害者、②要介護者、③要支援者、④その他肢体不自由者・内部障害者・知的障害者・精神障害者など）の区分が増える場合は、「軽微な事項の変更の届出」が必要となる。区分に変更が無い場合は、会員の増減があっても、特に都度の手続きは必要ない。たとえば、今まで①身体障害者、②要介護者、③要支援者の登録があったが、④その他肢体不自由者の登録をしたい、といった場合は手続きが必要となる。

柳委員：現在、身体障害者手帳を所持しておりタクシー券を利用している場合、

福祉有償運送においてもタクシー券を利用することはできるのか。

事務局：来年度4月から、福祉有償運送においてもタクシー券の利用が可能となる。よって、運送団体に会員登録してもらえれば、福祉有償運送でも利用いただける。

鳩山会長：協議事項の2点については協議が整ったということにする。

#### 4. その他

##### (1) 運転者の年齢要件について

事務局より運転者の年齢要件について問題提起

鳩山会長：事務局からの問題提起であるが、協議会で年齢上限をしっかりと定めるのか、「何歳以下が望ましい」という表現にとどめるのか、その都度審査をするのか、色々な方法が考えられる。意見を求めたい。

村山委員：福祉有償運送の運転手は、介護の資格が必要なのか。

小島副会長：介護はせず運転のみなので、不要である。

村山委員：一律に上限年齢を定めるのは適切ではないと思うので、介助できるかどうかを重視すべきではないか。

鳩山会長：退職年齢が上がっている昨今、都市部はまだしも、地方で運転者に年齢制限を設けると、運転手の人材がいなくなるという懸念もある。

柳委員：国土交通省が認定する講習とは一般の免許の講習か。

小島副会長：資料にも添付してある福祉有償運送運転者講習のことである。修了者には修了証が交付され、これが福祉有償運送の運転者になるためには必要となる。

柳委員：セダン等運転者講習とは何か。

長野委員：一般車両を使用して福祉有償運送をする場合の講習である。福祉有償運送運転者講習と併せて、セダン等運転者講習の二つの講習を受講することになる。一般的なタクシー運転手になるには2種免許が必要だが、福祉有償運送の場合、講習会を受講し資格を得ることで運転者になることができる。地域のNPO法人や支援団体等が、ボランティアではなく対価を得て運送できるという仕組みができていくことは大事なことであると思う。

村山委員：運転者の上限年齢を定めるのではなく、自動車学校等で行われる高齢者の修了証写をもらえば良いのではないか。認知症検査も同時に実施されるので、それを見て判断するのが良いのでは。

鳩山会長：運転者については、最初の段階で免許証写などにより審査するが、その後はどのような確認をするのか。

事務局：登録期間が2年なので、2年後の協議会で、再度要件等の確認することになる。

村山委員：高齢者講習を受講しなければ免許の更新もできないのだから、その写を

確認するのがよいのではないか。

事務局：公の証明となるので参考としたい。逆に、それ以上に説得力を持つ資料は無いようにも思える。

鳩山会長：運転能力・判断能力等は人それぞれ異なるので、最低限の審査は必要である。高齢者講習の修了証を見せていただくことを、運送者と誓約とするのも一つの方法かもしれない。

(2)福祉有償運送におけるタクシー券の使用について（情報提供）

事務局より、来年度4月から福祉有償運送においてもタクシー券が利用できるようになる旨、あらためて情報提供

五十嵐委員：NPO 法人松之山いきいき隊が正式に登録された場合、PR はどうするのか。

事務局：NPO 法人ほほえみが新規登録された際には、市長記者会見で広報し、市報に掲載して、市内初の登録団体が出たとご紹介をさせていただいた。今回も概ね同様のことを考えている。

鳩山会長：障がいのある方々の移動には制約があったのでよいことである。できるだけPRして周知することができるとうい。

事務局：以前、包括支援センターの会議でも、福祉有償運送のご紹介をさせていただいた。

柳委員：利用する側として親子で乗車することも可能か。

小島副会長：付添人として1人のみ認められている。

鳩山会長：以上で議事は終了とし第2回福祉有償運送運営協議会を終了とする。

5. 閉会